令和5年9月4日 資料№9 保健福祉常任委員会

子ども政策課

港区子ども・若者・子育て支援に関する実態調査の実施について

令和5年4月1日に制定されたこども基本法では、こども大綱を勘案して、市 町村におけるこども施策についての計画(以下「市町村こども計画」という。) を定めるよう努力義務化されました。

市町村こども計画に位置付けられる「(仮称)港区こども計画」の策定に当た り、保護者、子ども及び若者のニーズ等を把握し、計画に反映させるため、港区 子ども・若者・子育て支援に関する実態調査を実施します。

1 (仮称) 港区こども計画の位置付け

市町村こども計画は、他の法律の規定により策定する計画と一体のものと して作成することが可能なことから、(仮称)港区子ども計画は、以下の4つ の計画を一体的なものとして策定します。

- (1)子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- (2)次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」
- (4)子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」(※) ※「市町村子ども・若者計画」は、新たに策定する計画です。

2 調査概要

(1)調査対象

ア 小学校入学前の子どもの保護者

(2,000人を無作為抽出)

イ 小学生の保護者

(2,000人を無作為抽出)

ウ 中学生

(2,000人を無作為抽出)

エ 高校生世代から39歳までの者(※) (2,000人を無作為抽出)

※ 子供・若者育成支援推進大綱においては、「若者」を思春期(中学生か らおおむね18歳まで)の者、青年期(おおむね18歳から30歳未 満まで)の者、施策によってはポスト青年期(40歳未満)の者とし ていることから、39歳までを調査対象とします。

(2) 主な調査項目

ア 小学校入学前の子どもの保護者、小学生の保護者

教育・保育事業の利用状況、地域の子育て支援事業の利用状況、放課後 の過ごし方、保護者の就労、職場の両立支援制度、悩みごとや相談先等

イ 中学生

学校生活、放課後の過ごし方、地域との関わり、施設の利用状況、結婚 や子育ての意向、悩みごとや相談先等

ウ 高校生世代から39歳までの者 学校生活(学生のみ)、就労、地域との関わり、結婚や子育ての意向、 悩みごとや相談先等

(3)調査方法

- ア 小学校入学前の子どもの保護者、小学生の保護者、中学生 郵送で調査し、紙媒体又はオンラインで回答
- イ 高校生世代から39歳までの者 郵送で調査し、オンラインで回答

(4)調査期間

令和5年10月から11月まで

3 今後のスケジュール(予定)

令和5年10月~11月 調査期間

11月~12月 集計・分析

令和6年 3月 結果報告のまとめ